

尾鷲市グリーンな栽培体系への転換サポート緊急対策事業 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

尾鷲市グリーンな栽培体系への転換サポート緊急対策事業業務委託

2 契約期間

契約の日から令和9年3月12日（金）まで

3 委託業務の目的

尾鷲市では令和4年3月に「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」をし、「22世紀に向けたサステナブルシティ」を目指して脱炭素の側面からの地域づくりに向けた取り組みを推進している。

そこで、尾鷲市主導のもと、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで有機農業を推進するモデル的先進地区を創出することとした。このために、尾鷲市における有機農業の取組方針や生産及び加工、流通、消費の拡大に資する事項を「尾鷲市有機農業産地づくり実施計画」として策定し、尾鷲市は令和6年1月に三重県初の「オーガニックビレッジ宣言」を行った。これまでの実施計画に基づいた取り組みを更に加速させていくため、本事業では尾鷲市における有機農産物の生産技術の実証、確立に取り組むことを目的とする。

なお、今回の業務委託により、尾鷲市の生産技術向上を図ることで尾鷲市の農業が活性化することを期待する。

4 業務委託の内容

(1) 有機農業の知識習得に係る現地指導及び営農相談を通じた技術の実証、確立

尾鷲市内の有機農業生産者の増加を図るため、有機農業生産者・有機農業を目指す生産者・有機農業指導員等を対象とした現地指導を開催すること。

現地指導は尾鷲市の特産品である甘夏を中心に、有機 JAS 認証が取得可能な技術（せん定・摘果・芽かき・耕種的防除または有機肥料等各種資材の使用方法）をできるものとする。また、尾鷲市の有機農業の特徴や魅力を広める知識や経験を身に着けることを目的に、市内の流通関係者等の見学を可能とすること。

オンラインを活用し現地指導日以外の相談体制を構築し、伴走型サポートを行うこと。

- ・ 現地での技術指導 6 回以上
 - ・ オンラインでの営農相談 5 名以上対応
- (2) 有機農業資材実証試験結果への評価
- 実証試験運営に対する助言や、試験結果に対する、栽培技術及び農業経営の観点から評価を行う。
- ※有機資材実証試験では有機肥料、草勢種子、バイオステイミュラント（植物酵素）で試験を予定。
 - ※有機資材は協議会が別途調達
- ・ 試験結果評価報告書の作成 一式

5 業務実施上の条件

- (1) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案すること。
- (2) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。この協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (3) 本契約に基づく成果品（印刷物等）の所有権は、本会の成果物の引渡し完了と同時に本会に移転するものとし、成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、成果品の引渡し完了と同時に本会に譲渡されるものとする。また、受託者は成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (4) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。

6 成果品

- (1) 成果品
 - ①業務完了報告書 1 部
 - ②4（1）、（2）で作成した印刷物及び電子データ 一式
版下データは、PDF 形式及びイラストレーター形式によること。
- (2) 成果品の提出期限
令和 9 年 3 月 12 日（金）

7 その他

- (1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。
- (2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令及び関係ガイドライ

ンを厳守しなければならない。

- (3) 本事業に係る成果品の所有権及び著作権は本会に帰属する。
- (4) 受託者が必要と認める場合には、本会が事前承認したうえで業務の一部を再委託できるものとする。
- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに本会に報告し、本会の指示に従うものとする。

8 お問い合わせ先

〒519-3696

三重県尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市有機農業産地づくり推進協議会事務局

担当：大谷

電話：0597-23-8224 FAX：0597-22-9184

E-mail：nougyou@city.owase.lg.jp